

社会福祉法人 愛和会
なかよし保育園運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条

この規定は社会福祉法人愛和会が設置するなかよし保育園(以下「本保育所」という)の運営および利用について、児童福祉法に基づいて必要な事項を決め、心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことをもって目的とする。

(名称)

第2条

本保育所は なかよし保育園 とする。

(所在地)

第3条

本保育所を 宝塚市中筋2丁目10番18号に置く。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定員)

第4条

本保育所に次の職員を置く。

(1)園長	1名		
(2)保育士	20名	(3)保育士(非常勤)	複数名
(4)事務員	1名	(5)事務員(非常勤)	1名
(6)管理栄養士(特養と兼務)	1名		
(7)嘱託医(内科、歯科、眼科、耳鼻咽喉科)	各1名		
(8)栄養士(業務委託)	1名	(9)調理員(業務委託)	3名
(10)調理補助(業務委託)	1名	(11)臨床心理士(非常勤)	1名
(12)警備員(業務委託)	1名		

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる

(職員の資格)

第5条 職員は児童福祉施設最低基準第7条に該当するものうちから理事長が任命する。
ただし、保育士については、児童福祉法第18条の4に該当する保育士資格者であることを要する。

(職務)

第6条 園長は、理事会の決定事項の執行及び当該業務報告を行う。また、保育所の経営管理、事務管理及び人事管理を行う。

- 2 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。
- 3 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(職務の心得)

第7条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第3章 文書

(文書の取扱い)

第8条 文書は、正確、迅速、ていねいに取扱い、事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第9条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第10条 備えるべき帳簿及び保存年限は別表のとおりとする。

第4章 定員

(利用定員)

第11条 本保育所の定員は120名とし、その内訳は次のとおりとする。

- (1) 2歳未満児 48名 内 0歳児 9名
- (2) 3歳以上児 72名

なお、入所待機児解消のため、上記定員を超えて入所することがある。

原則として、年度当初はおおむね定員に15%、年度途中からは25%を乗じた範囲内、10月以降は25%を超えても差し支えないが、最大で定員の1.2倍(144名)とする。

- 2 このほかに、一時保育利用児童の定員は、一日につき概ね10名とする。

第5章 入所及び退所

(入所児童・入所)

第12条 本保育所に入所を希望する場合は、宝塚市指定の入所申込書(兼認定申請書)を宝塚市長に提出し、保育認定を受けることとする。

- 2 本保育所に入所を希望するものが多数となり、定員を超える場合は、宝塚市が入所希望者全員にわたり「宝塚市保育の実施に関する条例施行規則」に沿ってその選考を行い入所者を決定するものとする。
- 3 定員に余裕のある場合には、私的契約児を入所させることができる。
- 4 一時保育利用児童は本保育所に直接申し込みを行い決定するものとする。

(退所)

第13条 次に該当したときは、保育の実施を解除し、保護者より退所届を提出させ退所させるものとする。

1. 児童福祉法第24条による措置理由の解消をしたとき。
2. 私的契約児であって理由なく保育料を3ヶ月以上滞納したとき。
3. 保育所の運営上なされる園長の指示に再三にわたり従わないとき。
4. 一時保育利用児童であって、その必要がなくなったとき。

第6章 児童の処遇

(平等の原則)

第14条 本保育所は園児またはその保護者の国籍、信条、社会的身分または入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

(費用)

第15条 保育料は措置児童について宝塚市長の定めた額とする。

- 2 延長保育料は別に定める。
- 3 給食費(主食費・副食費)は、保育時間の認定を受けた3歳児クラス以上の園児が対象で、月額6,000円を保護者から毎月徴収する。
- 4 一時保育利用児童の保育料等は別に定める。
- 5 私的契約児の保育料は、保育単価及び宝塚市の補助基準を基準として、別に定める。

(保育時間)

第16条 本保育所の保育を行う時間は次の通りとする。

- (1) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間) 7時から18時15分まで
ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で時間外保育を実施する。
- (2) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間) 8時30分から16時30分まで
ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、7時から20時までの範囲内で時間外保育を実施する。

(登降所)

第17条 登降所については原則として保護者が付き添うものとする。

(保育内容)

第18条 保育内容及び給食ならびに健康管理については、児童の年齢、発達に応じてこれを分け、保育所保育指針に準拠した保育計画を立てる。

(虐待等の禁止)

第19条 職員は、園児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉遣いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 保育所を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該園児を無視すること。

(日課及び年間行事)

第20条 日課及び年間行事については、別に定める。

(休日)

第21条 本保育所の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び祝日
- (2) 12月30日より1月3日まで
- (3) その他、理事長が指定した日

(欠席)

第22条 園児が欠席する場合には、保護者は口頭または文書で園長に届け出るものとする。

(休園)

第23条 園児または園児の同居家族に伝染病等の発生により、他の園児に感染するおそれがあると園長が判断したときは、休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第24条 本保育所は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態及び保育所の運営について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第25条 園長は常に入所児童の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施し、その結果を記録しておかなければならない。

(衛生管理)

第26条 本保育所は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行う。

(苦情対応)

第27条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合に保育所は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無ならびに改善方法について、保護者に報告するものとする。
なお、苦情申し立て窓口は、別紙苦情対応規程に記載されたとおりである。

(相互信頼関係の構築)

第28条 園児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(秘密の保持)

第29条 本保育所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報ならびに秘密事項については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合ならびに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して開示をしない。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。
また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第7章 災害対策

(防災管理・災害対策)

- 第30条 園長または防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置についてあらかじめ対策をたて、少なくとも毎月一回園児及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

第8章 子育て支援

(子育て支援)

- 第31条 地域の子育て家庭を支援するため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開講、絵本の貸し出し、子育て通信の発行、掲示板等による地域向け育児情報の提供等の子育て支援を実施する。

第9章 雑則

(改正)

- 第32条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人愛和会理事会の決議を経るものとする。

附 則

この規則は平成19年 11月 28日から実施する。
子ども子育て支援新制度施行に伴い規則を変更、
平成 27 年 4 月から実施する。
幼児教育・保育の無償化制度施行に伴い規則の変更、
令和元年 10 月から実施する。
主食費変更に関し令和 2 年 4 月から実施する。
主食費変更に関し令和 6 年 4 月から実施する。